

「県民カレッジ情報ボックス」実施要領

1 目的

講座実施者が県民カレッジ講座のチラシ類を、ヨークベニマル、県出先機関、公民館等に各施設に置き、施設と連携してより多くの県民に講座情報を届けることで、県民が主体的、継続的に学習活動に取り組めるようにする。

2 対象

受講者の対象地域を1市町村に限定しないで、他市町村の住民も参加することができる「県民カレッジ講座」とする。

3 実施の流れ

(1) 講座実施者は生涯学習課に報告する。

ア 別紙報告書(別紙1)及び設置箇所一覧[A](別紙2)、設置箇所一覧[B](別紙3)により、発送する日の一週間前までに報告する。

イ 報告書には発送するチラシ類を一部添付する。

ウ 一箇所への発送部数は1回30部以内とする。

エ 生涯学習課への報告方法(郵送/Fax/メール)は問わない。

(2) 生涯学習課は、報告内容を確認し、設置協力者(ヨークベニマルは本社経由<図A>、公民館は各市町村教育委員会経由<図B>、各地方振興局、県関係の施設は直接)に連絡する。

(3) 生涯学習課は講座実施者に確認済みの連絡をする。

(4) 講座実施者は生涯学習課からの連絡を受け、報告した発送予定日にチラシ類を発送する。

ア チラシ類は講座実施者が設置協力者へ直接持参するか、または送付する。

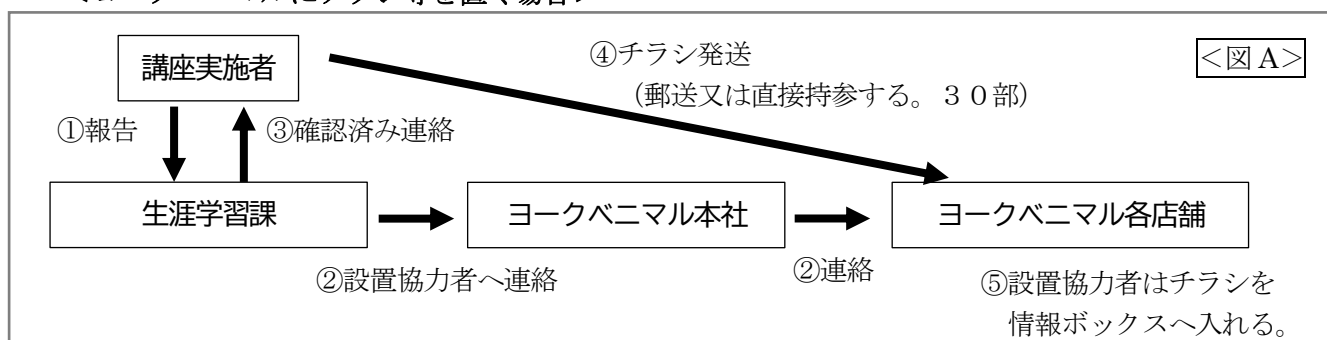
イ 講座のチラシ類には「県民カレッジ講座」と明記する。

(5) 設置協力者は生涯学習課からの連絡(ヨークベニマル各店舗は本社経由)により、届いたチラシ類を情報ボックスに入れる。

※ なお、不明なチラシ類が届いた場合は、生涯学習課まで連絡する。

3 説明図

<ヨークベニマルにチラシ等を置く場合>



<公民館にチラシ等を置く場合>

